

クロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレンに関する情報

1 クロロエチレンについて

(1) 用途等

ほぼ全量が、ポリ塩化ビニル（塩化ビニル樹脂）などの合成樹脂の原料として使われている。ポリ塩化ビニルは、耐久性、難燃性、耐薬品性、透明性や電気絶縁性などがすぐれていること、加工がしやすいことなどから、上下水道配管や電線被覆などのライフライン、雨どい、壁紙、床材や外装材などの建材、日用品、最先端のエレクトロニクス、農業用フィルム、医療機材など、幅広い分野で利用されている。

(2) 毒性

国際がん研究機関（IARC）の発がん性分類では、「人に対して発がん性がある」とするグループ1に分類されている。

(3) 排出状況

平成26年度のPRTRデータによれば、県内における環境中への排出量は年間5,901kgである。そのうち、公共用水域への排出量は1kgであり、それ以外は大気へ排出されている。（全国における環境中への排出量は年間161,542kgである。そのうち公共用水域への排出量は4,651kgであり、それ以外は大気へ排出されている。）

2 1,1-ジクロロエチレンについて

(1) 用途等

主に塩化ビニリデン樹脂の原料に使われているほか、食品・医薬品包装用プラスチックフィルムのコーティング材の原料などにも使われている。塩化ビニリデン樹脂は、家庭用のラップフィルムや、ハム・ソーセージ類を包装する業務用フィルムなどに用いられるほか、人工芝、たわしや人形の髪の毛などの原料に用いられている。

(2) 毒性

国際がん研究機関（IARC）の発がん性分類では、「人に対する発がん性については分類できない」とするグループ3に分類されている。

(3) 排出状況

平成26年度のPRTRデータによれば、県内における環境中への排出量は年間48,147kgである。そのうち、公共用水域への排出量は147kgであり、それ以外は大気へ排出されている。（全国における環境中への排出量は年間86,111kgである。そのうち公共用水域への排出量は4,060kgであり、それ以外は大気へ排出されている。）

3 主な分解経路について

クロロエチレン及び 1,1-ジクロロエチレンの主な分解経路は以下のとおりである。テトラクロロエチレン等の親物質による土壤汚染があった場合は、以下のとおり分解されることになる。

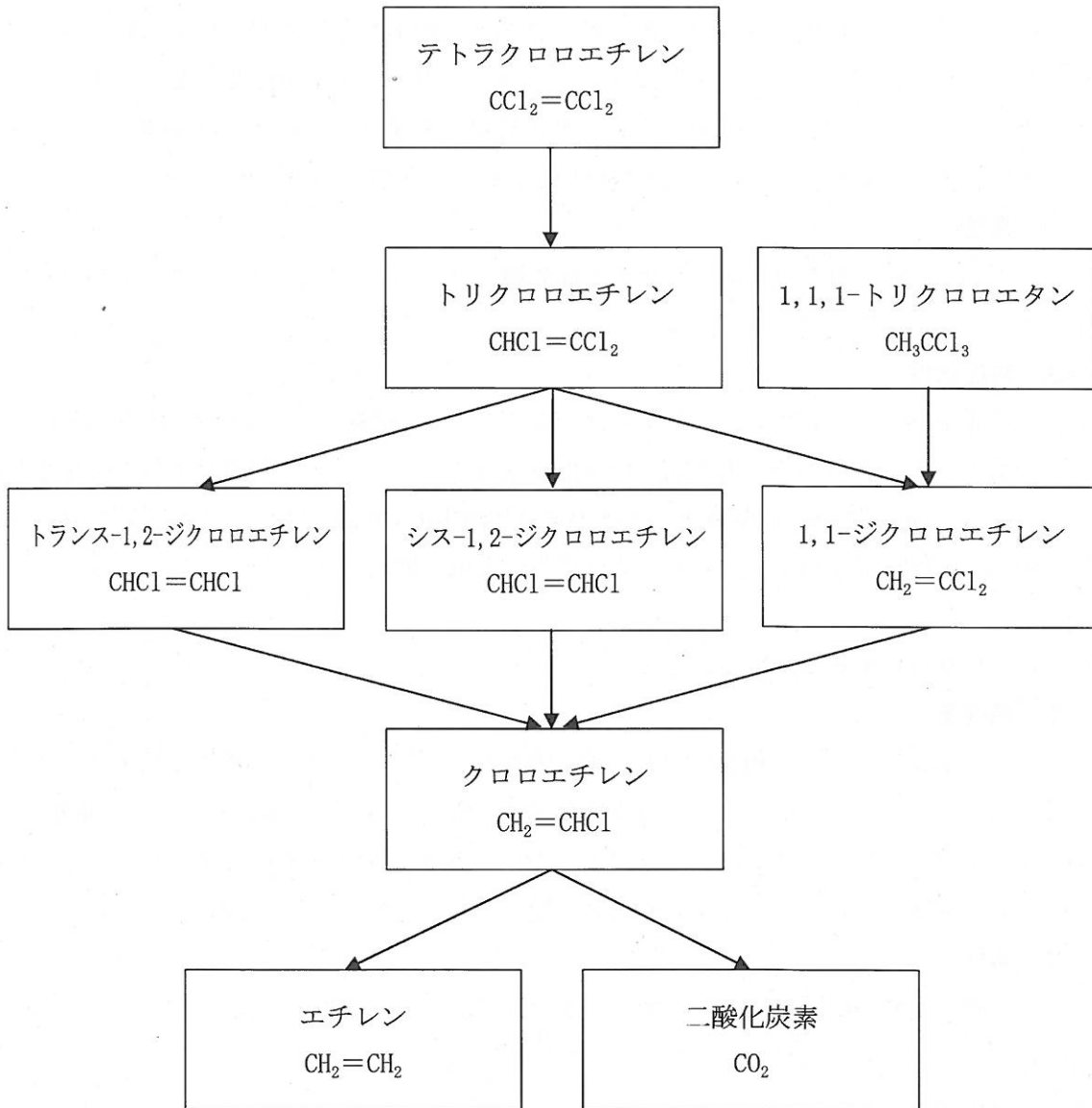


図 クロロエチレン及び 1,1-ジクロロエチレンの主な分解経路